

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター新規の事業所及び個人会員 加入促進報奨要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）に未加入の事業所及び個人の加入促進を図ることを目的に交付する報奨金について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規会員 新たにセンターに加入する事業所及び個人の会員をいう。
- (2) 紹介者 新規会員をセンターに紹介する者をいう。
- (3) 報奨金 商品券をいう。

(報奨)

第3条 紹介者を通じて新規会員の加入があったときは、センターは紹介者に対して報奨金を支払うものとする。

(成立要件)

第4条 前条の加入は、センター所定の加入申込書をセンターに提出し、承認することにより成立するものとする。

(報奨金額及び支払)

第5条 報奨金額は、加入した会員数に千円を乗じた額。ただし、10万円を限度額とする。
2 報奨金の支払いは、加入承認した翌月の10日までに紹介者に支払うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記の日から施行する。
- 2 公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記の前日に発生した財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター新規事業所加入促進報奨要綱による報奨事由については、この要綱による報奨事由とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。